

首都直下地震対応参議院事務局等業務継続計画

平成24年8月
(平成27年11月改定)
災害対策委員会

目次

第1章 業務継続計画の位置付けと基本方針	1
1 背景と位置付け	1
2 基本方針	1
第2章 適用対象組織と想定災害	2
1 適用対象組織	2
2 想定する災害と被害想定	2
第3章 業務継続の体制及び非常時優先業務	5
1 平常時の取組	5
2 非常時の体制	7
3 地震発生時の行動	8
4 通常体制への復帰	10
第4章 業務継続力向上のための措置	11
1 本院建物・設備	11
2 備蓄	13
3 広報	14
4 帰宅困難者等への対応	14
第5章 本院建物が使用不能な場合の措置	15
第6章 教育、訓練及び計画の見直し	16
1 教育、訓練等	16
2 計画の見直し	16

第1章 業務継続計画の位置付けと基本方針

1 背景と位置付け

参議院事務局、参議院法制局及び裁判官弾劾裁判所事務局は、平成23年3月1日に発生した東日本大震災の経験等を踏まえ、首都直下地震により業務の継続を脅かすリスクが発生した場合においても、参議院が可能な限りその諸機能を維持し、必要な業務を継続するため、平成24年8月に「首都直下地震対応参議院事務局等業務継続計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

平成25年12月、政府の中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループは、首都直下地震対策の対象となる地震及び被害想定を新たに公表した。また、同月には「首都直下地震対策特別措置法」（平成25年法律第88号）が施行された。同法に基づき、政府は「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成26年3月閣議決定。平成27年3月変更。以下「基本計画」という。）及び「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月閣議決定）を策定した。基本計画において、国会は、首都中枢機能のうち政治中枢を担う機関として位置付けられ、その機能目標として、発災直後から必要な政治的措置が執れる環境を整備することが定められている。また、同法及び基本計画においては、国会についても、政府に準じた措置を講じることとされている。これらの状況を踏まえ、本計画を改定することとした。

なお、既に制定されている参議院災害対策実施規程（平成8年4月1日災害対策委員会）等は、主として地震発生直後の災害応急対策業務をとりまとめたものである。これに対して、本計画は、地震発生時の非常時優先業務に位置付けるべき業務を特定し、当該業務の継続が迅速かつ確実になされるようにするための短期的及び中期的取組を定めるものである。本計画は災害対策実施規程等を補完するものであり、両者は「車の両輪」として機能する。

2 基本方針

参議院の諸機能を維持するため、以下の方針に基づいて、業務継続の確保を図る。

- ① 議員、議員秘書、職員等の安全を確保する。
- ② 政府との連絡手段を確保し、必要な場合に本会議、委員会等が開会できるような環境を整備する。
- ③ 参議院の業務継続性の確保のため、必要な職員の人員体制を整備し、業務資源を適切に配分する。

第2章 適用対象組織と想定災害

1 適用対象組織

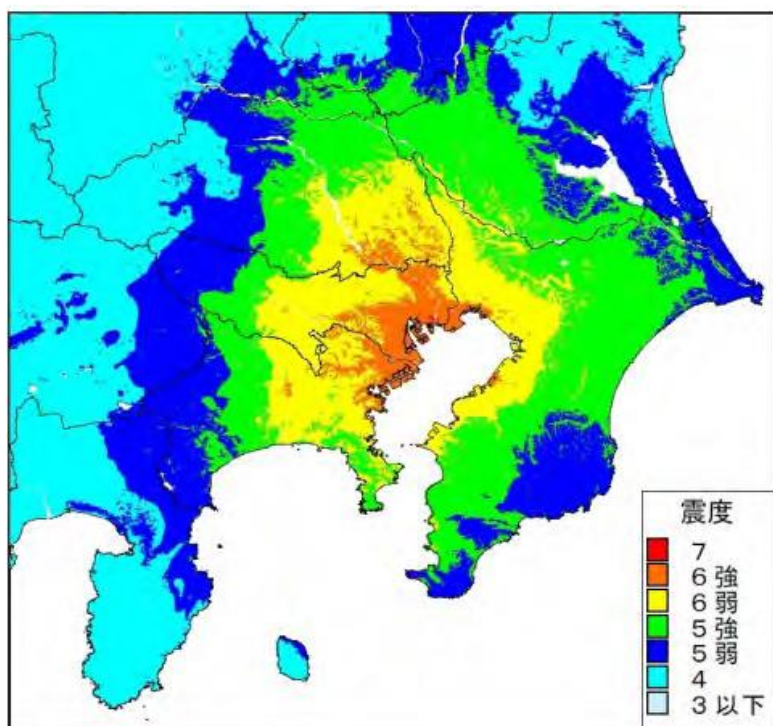
本計画の適用対象組織は、参議院事務局、参議院法制局及び裁判官弾劾裁判所事務局（以下「事務局等」という。）とする。

2 想定する災害と被害想定

（1）想定する災害

本計画が想定する災害は、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月。以下「WG被害想定」という。）において、複数想定があるM7クラスの首都直下地震のうち、被害が大きく首都中枢機能への影響が大きいと考えられるものとされた都区部直下の都心南部直下地震（Mw7.3）とする。

図 都心南部直下地震の震度分布図



（出典）中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告（平成25年12月19日）

（2）首都圏の被害想定

WG被害想定によれば、都心南部直下地震（Mw7.3）における人的・物的被害の概要は以下のとおりである。

○地震の揺れによる被害

- ①揺れによる全壊家屋：約 175,000 棟 建物倒壊による死者：最大 約 11,000 人
- ②揺れによる建物被害に伴う要救助者：最大 約72,000人
- 市街地火災の多発と延焼
 - ①焼失： 最大 約412,000棟、 建物倒壊等と合わせ最大 約610,000棟
 - ②死者： 最大 約 16,000人、 建物倒壊等と合わせ最大 約 23,000人
- インフラ・ライフライン等の被害
 - ①電力：発災直後は都区部の約 5 割が停電。供給能力が 5 割程度に落ち、1 週間以上不安定な状況が続く
 - ②通信：固定電話・携帯電話とも、輻輳のため、9 割の通話規制が 1 日以上継続。メールは遅配が生じる可能性。携帯基地局の非常用電源が切れると停波。
 - ③上下水道：都区部で約 5 割が断水。約 1 割で下水道の使用ができない。
 - ④交通：地下鉄は 1 週間、私鉄・在来線は 1 か月程度、運行停止する可能性。主要路線の道路啓開には、少なくとも 1～2 日を要し、その後、緊急交通路として使用。都区部の一般道はガレキによる狭小、放置車両等の発生で交通麻痺が発生。
 - ⑤港湾：非耐震岸壁では、多くの施設で機能が確保できなくなり、復旧には数か月を要する。
 - ⑥燃料：油槽所・製油所において備蓄はあるものの、タンクローリーの確保困難、深刻な渋滞により、非常用発電用の重油を含め、軽油、ガソリン、灯油とも末端までの供給が困難となる。

(3) 本院建物等に係る被害想定

本院建物（議事堂、分館、別館、第二別館、議員会館、正副議長公邸、麹町議員宿舎及び清水谷議員宿舎。以下同じ。）及び本院周辺のインフラに係る被害想定については、以下のとおりとする。

本院建物	本計画で想定する都心南部直下地震による本院建物所在地の震度は 6 強であるため、被害の可能性は否定し得ないが、本院建物には内外装、設備等を含め大きな被害はない。
電力	商用電力の停電は発災直後より 1 週間継続する。商用電源が途絶した場合、自家発電設備がない一部の本院建物を除き、各自家発電設備が起動し、一定期間重要な機器類に対し電力が供給される。
上下水道 (給排水機能)	上水道の断水は 1 週間、下水道の利用支障は 1 か月継続する。地震発生直後は、各建物への上水の供給を一時的に停止し、施設点検を実施して異常がなければ供給を再開するが、事業者による上水の供給及び下水道の復旧がなされるまでは、貯水槽に貯められている水を給水し、排水は排水槽に貯留する必要があるため、使用を制限しなければならない場合がある。排水について、下水道が利用できない場合、建

	物から外に排水できなくなるため、十分な容量の排水槽が設置されていない建物ではトイレ等が使用できなくなる。
空調機能・エレベーター機能	地震発生後一定期間は使用できない。
電話設備	商用電話回線の不通は1週間継続する。内線電話（PHSを含む）については、建物ごとに詳細は異なるが、商用電源が途絶した場合であっても一定期間は通常どおりの利用が可能である。
情報システム	<p>（1）参議院情報ネットワーク、インターネット及びメール 地震発生後1～2週間は、参議院情報ネットワークを使用できず、事務局等の各課室共有フォルダに保存した電子データにアクセスすることはできない。地震発生後1～2週間は、インターネット及びメールを使用できない。</p> <p>（2）各種システム 参議院情報ネットワーク又はインターネットの利用が前提となっているものについては、地震発生後1～2週間使用できない。</p> <p>（3）パソコン、プリンタ（複合機） 自家発電設備から電力が供給されるため、機器の損傷がなければ、パソコン及びプリンタ（複合機）は使用可能である。</p> <p>ただし、上記（1）に記述したように、地震発生後1～2週間は参議院情報ネットワークを使用できないため、この期間中は、各課室の共有フォルダに保存した電子データにアクセスして、これを修正、印刷等することはできない。</p>
その他設備	<p>（1）本会議場、各委員会室内の音響設備、本会議開会電鈴設備、館内放送等 自家発電設備から電力が供給される間は、通常どおり使用可能である。</p> <p>（2）国会審議テレビ中継設備による映像配信及び映像視聴 本館及び議員会館においては、自家発電設備から電力が供給され、かつ参観テレビ中継施設の中継設備室の空調設備が稼働している間は、通常どおり使用可能である。</p>
公共交通機関（鉄道）	地下鉄の運行停止は、1週間継続する。JR及び私鉄の運行停止は、1か月継続する。
主要道路	主要道路の啓開には、1週間に要する。

第3章 業務継続の体制及び非常時優先業務

1 平常時の取組

(1) 非常時優先業務の抽出

非常時優先業務は、通常業務の中で、地震発生時でも継続の必要性が高い業務（一般継続重要業務）と災害が生じたことにより発生する業務（災害応急対策業務）からなる。

地震発生後の人的・物的に資源が限られた状況であっても必ず実施しなければならない業務について抽出を行い、非常時優先業務として整理する。具体的にはまず、地震発生時からの経過時間ごとに、業務が実施されないことによる影響の重大性を、社会への影響（国民の生命への危険、国家の信用など）、法令・規則・契約義務・信義則等への違反、本院内の業務又は衆議院、行政機関等の他の行う業務への影響等の観点から分析する。分析の結果、14日以内に実施されなければ以下の表の影響の重大性が「中」以上となる業務を、非常時優先業務として抽出する。

影響の重大性の評価基準

影響の重大性	業務が実施されないことによる代表的な影響の内容
小	<ul style="list-style-type: none">・業務が実施されないことによる影響はわずかにとどまる。・ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその対応は許容可能な範囲であると理解する。
中	<ul style="list-style-type: none">・業務が実施されないことによる影響が発生する。・社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその対応は許容可能な範囲であると理解する。
大	<ul style="list-style-type: none">・業務が実施されないことによる相当な社会的影響が発生する。・大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその対応は許容できないと考える。

(2) 安否確認体制の構築

首都直下地震が発生した場合における議員、議員秘書、職員等の安全確保と安否確認は、業務継続活動を担う体制の確保の第一歩である。

参議院災害対策実施規程等に基づき安否確認を担当する課は、議員、議員秘書、職員等の安否確認が適切に実施できるよう、あらかじめ行動マニュアルを策定し、関係職員に周知徹底する。

また、首都直下地震が発生した場合、事務局等の職員は、職員自身及びその同居家族の生命、安全の確保を最優先とし、「東京23区内震度6強以上」の情報を把握次第、安否情報（同居家族のものを含む。以下同じ。）をあらかじめ定められた方法により報告する。

勤務時間外に首都直下地震が発生した場合、電話による音声通話は輻輳等に

よってかかりづらくなると想定されるため、各課室においては、安否情報の報告手段として、各課室の電話連絡網に加えて、携帯メール、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用ブロードバンド伝言板（Web171）等複数の手段を検討し、職員に周知徹底する。家族の安否確認についても、ふだんから家庭内で連絡方法を確認しておく。

所属職員から安否情報の報告を受けた各課室の安否確認担当者は課室分の情報を取りまとめて担当課に報告する。担当課は、事務局等全体の情報を集約して災害対策本部総括班に報告する。以上の習熟のため、年1回（9月1日をめどとする。）安否確認の訓練を実施する。

（3）政府との連絡手段の確保

業務継続活動を円滑に行うためには、首都直下地震の発生直後であっても政府との連絡手段が確保されていることが必要不可欠である。

政府との連絡が必要となる課室は、あらかじめ災害時優先電話、防災無線及び防災FAXの配備状況、利用方法等を把握し、首都直下地震発生時にも政府との円滑な連絡が取れるよう努める。

また、本会議、委員会等の運営に関して連絡が必要となる政府機関については、その連絡先を複数把握して、円滑な連絡が取れるよう努める。

（4）参集要員の指定

本計画において、参集要員とは、非常時優先業務に従事する職員を意味し、地震発生後は原則として参集要員のみで業務を遂行する。

事務局等の各課室の長は、参集要員をあらかじめ指定する。地震発生後は、地下鉄が1週間、その他の鉄道は1か月途絶すると想定され、主要道路の啓開にも1週間を要することから、住居から勤務する本院建物までの距離が20kmを超える職員の参集は極めて困難であると想定されるため、参集要員は、原則として勤務する本院建物から20km以内に居住する職員の中から指定する（職員参集の考え方は以下に記載のとおり）。

参集要員の指定に当たっては、病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休業等の事情を考慮するとともに、地震発生時には、負傷等の理由により参集要員に指定されている者が参集できなくなる可能性があることも勘案する。

なお、参集要員の指定については、人事異動等で変更があった場合は速やかに見直しを行うこととし、少なくとも年に1度（7月中旬をめどとする）、参集要員の指定状況を担当課において集約する。

（参考：職員参集の考え方）

- ・発生から1週間は徒歩により参集する。その後は、地下鉄を利用した参集が可能となる。
- ・徒歩参集速度は、路上障害物の回避、休憩等を考慮して、時速2kmと想定する。

なお、公共交通機関が途絶した場合であっても、必要な参集要員が徒歩により参集できる態勢を整える必要があるが、そのための宿舍の手配に係る課題については、今後、検討を行う。

(5) 指揮命令系統の明確化

非常時における混乱を防止し、非常時優先業務を円滑に遂行するため、あらかじめ職務代行者やその権限範囲等を定めて指揮命令系統を明確にする措置を講ずるものとする。

(6) 非常時行動マニュアルの策定

非常時においても、迅速かつ確実に非常時優先業務を遂行するため、事務局等の各課室は、非常時優先業務と当該業務を遂行する参集要員を記載した非常時行動マニュアルを策定して課室員に周知徹底する。

非常時行動マニュアルについては、人事異動等で変更があった場合も速やかに見直しを行うこととし、少なくとも年に1度（7月中旬をめぐり）、各課室に提出を求め、担当課において点検するとともに、本計画遂行のために統一して管理する。

2 非常時の体制

(1) 参議院災害対策本部の設置

迅速かつ的確な意思決定を行うため、参議院災害対策実施規程等の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

本院における基礎資源が想定以上に逼迫したり、又は一部の部課室における人的資源が危機的状況に陥ったりするなど、本院の業務継続に著しい支障が生じるおそれがあり、横断的な意思決定が求められるときは、災害対策本部がこれを決断し、必要な総合調整を行うものとする。

(2) 非常時優先業務の内容

主な非常時優先業務の内容について、以下の表のとおり整理する。

非常時優先業務（勤務時間内発生の場合）

行動目標時間	業務のカテゴリー	代表的な業務の例
地震発生後直ちに	災害応急対策業務	・初動時の災害応急対策業務（避難誘導、救助・救護活動、消火活動等） ・災害対策本部設置

3 時間以内	災害応急対策業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集要員の非常時優先業務への着手 ・ 衆議院、行政機関等との連絡体制の確立 ・ 災害関係情報の収集 ・ 議員、議員秘書、職員等の安否確認開始 ・ 本院建物の被災状況調査及び応急対策 ・ 電力、ガス、上下水道などライフラインに係る建築設備の被災状況調査及び応急対策 ・ 電話、情報システムの被災状況調査及び応急対策 ・ 第 1 回災害対策本部会議（情報集約） ※以降、必要に応じて随時開会 ・ 正副議長、議運委員長等への状況報告 ※以降、毎日報告 ・ 電話交換業務 ・ 報道対応 ※以降、随時対応
3 日以内	災害応急対策業務	・ 本院建物の被害状況に応じた応急対応
	一般継続重要業務	・ 理事会等に係る業務
1 週間以内	一般継続重要業務	・ 本会議、委員会等に係る業務

3 地震発生時の行動

(1) 勤務時間外における地震発生時の行動

イ 参集要員の行動

参集要員は、「東京 2 3 区内震度 6 強以上」の情報を把握次第、安否情報をあらかじめ定められた方法により報告する。

参集要員のうち、災害対策本部の総括班、各安否確認班、施設・設備確認班、ネットワークシステム等確認班、情報班、機動警備班及び広報班の班員に指定された職員は、「東京 2 3 区内震度 6 強以上」の情報を把握次第、本人及び家族の安全を確保した上で、指示を待つことなく参議院に参集する。安否情報を報告できなかった場合も、まず参集し、参集の途中で随時、報告を試みる。

その他の参集要員は、あらかじめ定められた行動目標時間に間に合うように参集する。

参集途上は、余震や夜間での停電、路上における障害等が予想されることから、参集時には負傷しないための措置をしつつ、本人用の飲食物を可能な限り携行し、参集する。冬期の場合は防寒対策に留意する。参集要員は参議院到着後直ちに非常時優先業務に従事する。

参集要員がやむを得ず参集できない場合は、速やかに所属する課室の長に状況を連絡し、課室の長は当該参集要員の代わりとなる参集要員の調整を行

う。

参集できない場合（例）

- 1 職員又は家族等が被害を受け、治療又は入院の必要があるとき。
- 2 職員の住居又は職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、又は一時的に避難しているとき。
- 3 参集途上において、救命活動に参加する必要があるとき。
- 4 参集途上で大規模な火災発生等の著しい交通障害が発生しているとき。

状況連絡の内容（例）

- ・所属、氏名、参集できない理由、連絡・避難先、連絡方法等。

ロ 非参集要員の行動

非参集要員は、「東京23区内震度6強以上」の情報を把握次第、安否情報をあらかじめ定められた方法により報告した上で、連絡が取れる態勢をとって自宅等で待機し、所属する課室の長からの指示を待つ。待機の間、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献、地元自治体への協力を積極的に取り組む。

（2）勤務時間内における地震発生時の行動

勤務時間内に地震が発生した場合は、各課室の非常時行動マニュアルに従って、安全の確保及び被害の拡大防止に努める。

イ 参集要員の行動

参集要員は、同居家族の安否を確認し、非常時優先業務に従事する。同居家族との連絡が取れない場合には、業務遂行に支障がないよう非参集要員に安否確認を依頼する。どうしても同居家族の安否確認ができず、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合については、所属する課室の長の許可を得て帰宅して家族の安否を確認する。帰宅後は、安否確認又は必要な対処を行うとともに、随時所属する課室の長に状況を報告し、その指示を受けて、自宅待機又は再登庁するものとする。

なお、課室の長は、退庁許可の際、当該参集要員の代わりとなる参集要員の調整を行う。

ロ 非参集要員の行動

非参集要員は、災害対策本部から帰宅可との指示があるまでの間は、同居家族の安否を確認した上で、むやみに移動せずに本院建物内で待機する（東京都帰宅困難者対策条例を踏まえた一斉帰宅の抑制等のため、3日程度の待機はあり得る）。本院建物内待機中は、連絡の取れない職員の家族の安否の確認や本院建物内の復旧業務、連絡調整業務、非常時優先業務支援、本院建物内被災者支援に従事する。どうしても同居家族の安否確認ができず、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合については、所属する課室の長に報告して帰宅して家族の安否を確認する。

非参集要員は、帰宅後は所属する課室の長に状況を報告し、連絡が取れる

態勢をとって自宅等で待機する。待機の間、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献、地元自治体への協力を積極的に取り組む。

4 通常体制への復帰

非常時の体制から通常体制への復帰が相当であると考えられる場合は、災害対策本部は、各課室の長に通常体制への復帰を指示する。

各課室の長は、通常体制への復帰の指示を受けたときは、非参集要員等へその旨の周知を行い、迅速かつ円滑な通常体制への復帰に努めるものとする。

第4章 業務継続力向上のための措置

1 本院建物・設備

(1) 本院建物

本計画で想定する都心南部直下地震による本院建物所在地の震度は6強であるため、被害の可能性は否定し得ないが、本院建物には内外装、設備等を含め大きな被害はなく、人命の安全確保上問題となる支障は生じないと考えられることから、構造体については耐震補強等の対策は要しない。

ただし、天井等の非構造部材については、建設年次が古いもののうち吊りボルトが特に長いもの等については、現地における取付け状況を確認の上、必要に応じて補強を行わなければならない可能性があるほか、設備機器等については年次点検等の際に設置状況を確認しており、更新の際に耐震化を図っているが、今後も引き続き行うこととする。

なお、帰宅困難者が多数発生する可能性があることや、当面の間は不測の事態に備えて夜間の宿直要員等を増強することも考えられるため、それらの者が宿泊できるだけの室及び設備を確保する必要がある。

(2) 電力

一部の建物を除き、本院建物には自家発電設備が設けられており、地震に伴い商用電源が途絶した場合には、各自家発電設備により重要な機器類に対する電力供給が継続される。

商用電力が途絶することが想定される1週間程度の間は燃料の補給を行わなくとも自家発電設備の運転継続が可能となるよう、燃料槽の増設、照明の間引きや負荷制限方法などを検討する等の取組を進める。

また、より確実な業務継続を図るため、担当課は、自家発電設備の稼働により使用可能となる照明、コンセントなどの設備機器等について、関係者間で共有するための取組を進める。併せて、現時点において自家発電設備が整備されていない建物については、当面の非常時における電源確保対策等を講じていく。

さらに、本計画をより実行性のあるものとするため、本計画の被害想定等を踏まえた実証訓練（商用電源を人為的に途絶させ、施設を運用する訓練等）などの実施に向けた検討も進める。

(3) 給排水機能

給水について、貯水槽内の水が利用可能であるが、飲用については備蓄の飲料水と配分を調整する。4日目以降は貯水槽内に水が残っていたとしても、特に夏場においては水質が低下するため、水質管理を確実に行うことができる体制等を整える必要がある。また、給水管の健全性が確認できるまでは各水槽の緊急遮断弁を開けることはできないため、貯水槽内の水を取り出し、配水する方法を検討する必要がある。

排水については、下水道の利用支障が1か月続く場合、排水槽の容量が不足

することから、担当課は協力して、組立式トイレ、簡易トイレの備蓄、節水型トイレへの改修等の方法とあわせ、排水槽の増設等の対策を総合的に検討する。

(4) 空調機能

被災時に自家発電設備等により中央空調設備を稼働させることは現実的ではないため、夏季及び冬季に関しては他の手段を検討する。

業務継続上空調が必要な機器を管理する課室においては、非常時においても当該機器の空調機能が確保されるようあらかじめ対策をとる。

(5) エレベーター機能

エレベーターの設置年度により、必要に応じて脱レール防止等の耐震対策強化に取り組む。

(6) 什器等の転倒防止対策

年1回実施されている防災管理定期点検の際、防災対象物点検資格者から指摘を受けた什器等の必要な箇所について、適宜転倒防止措置を講じていく。

(7) 電話設備

地震発生時には、N T Tの災害時優先電話※を活用することによって発信を可能にする。

担当課は、災害時優先電話を判別できるよう、定期的に案内文書等を用いて周知徹底を図る。

※災害時優先電話

“発信”が一般電話に比べ優先されるものであり、“受信”が優先されるものではないことに留意し、ふだんから災害応急対策業務時に支障のない使用方法を心がける必要がある。

内閣府の防災担当との連絡手段としては、防災電話・防災F A Xを活用する。

また、地上の通信設備に障害が発生した場合でも使用可能な衛星携帯電話も配備している。

なお、勤務時間外に首都直下地震が発生した場合には、速やかな災害対策本部の設置など適切な災害時応急対策のために、議長、事務総長等の本院及び事務局等の意思決定権者との連絡手段の確保が必要不可欠である。災害時応急対策の支障を生ずるような事態を避けるため、本院及び事務局等の意思決定権者に対し衛星携帯電話を貸与することが必要である。

(8) 情報システム

地震発生後1～2週間程度は、参議院情報ネットワーク及びインターネットが使用できないため、これらを前提とした各種システムを用いた業務やパソコンを使用した資料作成等が困難になると想定されることから、事務局等の各課室は地震発生直後の非常時優先業務の進め方についてあらかじめ検討しておく。

議員、議員秘書及び職員が用いるインターネット用回線、インターネット環境を利用するための各種サーバは、それぞれ、複数の回線を導入し、耐震性を確保したラックに全て二重化して構築している。ただし、現状では、いずれも同一のサーバ室に接続・配置しているため、同時に被災する可能性もある。

そこで、同時被災を回避するために、バックアップデータの運用・保管に関する具体的方式、方針を確定する。

また、保守契約を締結する際には、自然災害に起因するものについても、早期復旧が図れる内容となるよう努める。

なお、サーバが被災した場合、電子データを迅速かつ円滑に引き出すことが不可能となるため、各課室においては、あらかじめ非常時優先業務の継続に必要な電子データを確認し、バックアップの作成や紙ベースのファイル等への保存などの対策を行うこととする。

2 備蓄

(1) 基本的な考え方

本院においては、議員のほか、議員秘書、会派職員、政府控室職員、院内の民間事業者従業員、事務局等の職員など多様な関係者が勤務している。また、傍聴、参観、議員等への面会など多くの来訪者がある。よって、これらを対象に3日間分の備蓄を行うこととする。加えて、非常時優先業務の実施のため、議員、議員秘書等の一部及び参集要員である事務局等職員を対象にさらに4日間分の備蓄を行うこととする。現状、最大3,000人を想定して3日間分の備蓄を進めているところであるが、担当課は、以上の考え方に基づき、必要備蓄量の見直しを行う。

(2) 非常用食料・飲料水

貯水槽内の水を飲料水として利用する件については、関係課室間で調整する。

非常用食料・飲料水（本院各建物に設置されている貯水槽内の水を含む）については、(1)の考え方に基づいて必要な備蓄量の確保に努めるとともに、これを適切に管理する。

(3) 簡易トイレその他生活支援品

下水道及び排水管が被害を受けた場合に備えて、組立式トイレ及び簡易トイレを備蓄している。また、このほかに、防災用毛布など地震発生時に必要と思われる物資について計画的に備蓄している。

担当課はこれらの備蓄を適切に管理するとともに、必要に応じて備蓄量の見直しを行う。

(4) 議員用防災服

議員用防災服については、全議員が各一式を利用できるだけの数量を確保し、平常時より貸与している。

(5) 事務用品等

各課室は、コピー用紙、コピー機用トナー、プリンタ用トナーなど必要な事務用品等について、平常時使用数の2週間分以上を備蓄する。

3 広報

地震の発生後は、国民及び報道機関に対して、被災状況や災害対応状況等の情報を適切に提供する体制を整備することが重要である。担当課は、地震発生後速やかに報道発表及び情報提供できる体制をあらかじめ整備することとする。

4 帰宅困難者等への対応

地震が発生した場合、非常時優先業務を適切に実施することを基本としつつ、地域の一員としての本院による共助の取組の観点から、可能な限り帰宅困難者等への支援を行う。

担当課は、各課室において本院建物内の来訪者及び本院建物外の帰宅困難者等の対応が円滑に進められるよう、受入れ・待避場所や誘導體制、地方自治体との連携体制等を検討し、あらかじめ定めることとする。

(1) 来訪者

本院建物内の来訪者については、指定した待避場所において一時収容し、必要に応じて備蓄品の配布を行う。

うち負傷者・急病人については、緊急に手当が必要な負傷者や急病人は医療機関に順次搬送するとともに、緊急性の低い軽傷者には可能な応急手当を施し、待避場所へ誘導する。

(2) 本院建物外の帰宅困難者等

本院建物外の帰宅困難者等については、災害情報の提供、周辺の帰宅困難者受入れ施設の紹介、本院建物への受入れ等の可能な支援を講ずる。

うち移動させることが困難な負傷者や急病人については、救急・救命措置、応急手当、医療機関への引渡し等を行う。

第5章 本院建物が使用不能な場合の措置

本計画で想定する都心南部直下地震による本院建物所在地の震度は6強であるため、被害の可能性は否定し得ないが、本院建物には内外装、設備等を含め大きな被害はなく、人命の安全確保上問題となる支障は生じないと考えられる。

しかし、現時点では予見できない不測の事態に備え、議場又は委員会室が使用不能な場合に、議員会館等で本会議、委員会等を開会することを想定して、代替施設として活用可能な施設を複数あらかじめリストアップするとともに、什器、備品、設備等の整備の必要性等についても検討を進める。また、本院建物が使用不能な場合の代替施設についても国会関係機関の施設を念頭に今後検討を進める。

第6章 教育、訓練及び計画の見直し

1 教育、訓練等

業務継続性を確保するためには、業務継続の重要性を共通の認識として全職員が持つことが重要である。このため、地震発生時の実動体制を平時から想定させること、地震発生後の施設等の機能を周知させることなどを目的とした教育・訓練を定期的に実施する。

具体的には、人事異動があった際の、本計画、参議院災害対策実施規程、参議院災害対策マニュアル、各課室の非常時行動マニュアル等の周知徹底、避難訓練や連絡訓練、参集訓練、図上訓練、意思決定訓練、安否確認訓練、対策本部設置・運営等訓練など、様々な教育・訓練・定期点検等を実施する。

訓練時に収集される情報や、各組織の対応については、訓練時及び訓練後、どのような課題があったのかを明らかにするよう心がけ、これらの記録を基に、より良い対応が行えるよう改善を図る。また、実際の地震発生時においても、非常時優先業務に支障のない範囲で記録を残し、以後の対応の改善にいかすものとする。

2 計画の見直し

本計画については、本計画対象機関に係る組織改正、業務内容の変更、施設や設備の変更等があった場合に必要な改定を行うほか、防災訓練等を通じて課題を抽出した上で、必要な改善を継続的に加えるとともに、内容の充実化を図り、一層の業務継続力の確保及び向上を目指すものとする。